

茨木市教育委員会要綱で定める様式における敬称の表記の特例に関する要綱

申請書その他の文書のうち、茨木市教育委員会要綱において様式を定めているものについては、当該文書におけるあて名の敬称を次の表の定めるところにより表記するものとする。

区 分	茨木市教育委員会要綱 の様式におけるあて名 の敬称の表記	使用することができる表記
申請書その他の の本市教育委員 会に提出される 文書	茨木市教育委員会殿	(申請先) 茨木市教育委員会 (届出先) 茨木市教育委員会 (報告先) 茨木市教育委員会 (申出先) 茨木市教育委員会 (申告先) 茨木市教育委員会 (提出先) 茨木市教育委員会

備 考： 行為の内容によりかっこ内を選択すること。

附 則 (施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際、現に「茨木市教育委員会殿」を用いて作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用し、又は所要の調整をした上で使用することができる。